規則等の一部を改正する規則...... 学校職員の育児休業等に関する規則及び青森県立学校管理

(職員福利課) (義務教育課)

: :

 \equiv

目

次

号外第九十八号

うに改正する。

平成十九年(水曜日)

|第九条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

第七条の三第五項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に、

青森県職員服務規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十九号)の一部を次のよ

第二号様式の六中

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令..... 教育委員会 訓 令 入 事 課)

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令..... 公 営企

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程...... (経営管理課)

三

令

訓

青森県訓令甲第五十一号

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

各 庁

出

先

機

関 般

を

平成十九年十二月十九日

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県知事

Ξ

村

申

吾

5 4 請求期間及 び時間 託児の態様 闽 勯 郡 噩 年 (託児時間 託児施設 罪調 田 揕 Ш から 郡 郡 分 分まで 分から (託児先を経由する時間を含む) 伸 Ш 噩 (託児時間 ψ 9 旬 平高 臦 郡 뀲 貀 分まで 分から 分から 分まで 膃

6 痽 妣 年 年 年 回 田 回 Ш Ш Ш から ЭН d d その句 その句(俥 Ш 午後 午前 午後 ѫ 캪 郡 郡 ѫ 郡 分から 分まで 分から 分まで 分から 分まで

ω 請求期間及 び時間 年 年 田 田 患 Ш Ш から ЭН d その句 伸 Ш 醞 午後 午前 ѫ ѫ 캪 貀 ѫ 分まで 分から 分まで 分から 膃

	Т					
4						
痽						
妣						
		+	Ĥ	4	Ĥ	
		ב		2	Ш	
		9	∦ # □	田から		
		その街		电		
		0倍(Ш		
		,	_			
		午後		午前		
		臦	뀲	郡	郡	
		分まで	分から	分まで	分から	
_						

る事情がある場合」を削る。 に改め、同様式の注の3中「又は託児の態様、通勤の状況以外に部分休業を必要とす

6

請求期間 及び時間

魌

噩

郡

噩

S

部分休業が 必要な事情

4

通勤時間

問報

分

(託児先を経由する時間を含む。)

ω

託児の態様

託児施設(

(託児時間 時 分~

時分)

(託児時間 時 その街(

分~

時 分)

則

この訓令は、公表の日から施行する。

教 育 委 員

則をここに公布する。 学校職員の育児休業等に関する規則及び青森県立学校管理規則の一部を改正する規

平成十九年十二月十九日

青 森県教育委員会

青森県教育委員会規則第十三号

学校職員の育児休業等に関する規則及び青森県立学校管理規則の一部を改正す

(学校職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第一条 学校職員の育児休業等に関する規則 (平成四年三月青森県教育委員会規則第

四号)の一部を次のように改正する。

第三号様式中 第五条第一項中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

を

7

痽

妣

年

田

Ш 실

その街 伸

干後

郡

~ 亿

郡 郡

分 分

年

Ш

日から

Ш

平割

ѫ

个行

併

田

はまる 日から

その街(

午後

ѫ ѫ

分~

ѫ 郡

分 分

年

田

伸

Ш

午前

~任

4					ω
痽					調及
					水期間で時間
妣					三三
	H)	H>.	ь	H>	
	1	年、	1	年	Nort.
	田	且	田	田	猫
	Ш	Η.	Ш	日から	
	日まで	日から	は第日	5	
	Ψ	曲	Ψ	伸	
	その他 (Ш	その他 (Ш	
	~	ш	~	ш	二
	<u>~</u>	<u> </u>	4		
	午後	午前	午後	午前	郡
	乖	캪	乖	乖	4#
	分~	次	次	次	
		1	₹	₹	
	ѫ	乖	ѫ	乖	二
	公	分	分	分	

に改める。

(青森県立学校管理規則の一部改正)

第二条 青森県立学校管理規則 (昭和三十二年十一月青森県教育委員会規則第十一号) の一部を次のように改正する。

第二十二条の二中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

附 則

この規則は、 公布の日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第二十三号

平成十九年十二月十九日

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

青森県教育委員会教育長

治

田 村 充

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

の一部を次のように改正する。 青絑県教育委員会職員服務規程 (昭和三十七年七月青森県教育委員会訓令甲第九号)

第二号様式の四中 第七条の二第五項中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

		5	4	3
		請 水 期間 時間	通勤時間	託児の態様
T I		農匠	時間分	託児施設 ((託児時間 時 分から
Į 9	Ş		(託児先を経由で) その他 時 分まで) (託児時間
時分から時	時分から時	時分から時	する時間を含む)	その他 (託児時間 時 分から 時 分まで)
	月 日まで その他 () 午後時分からほ	月 日まで その他 () 午後時分から限 月 日から 毎 日 午前時分から限 月 日まで その他 () 午後時分から限	請求期間 期 間 時 及び時間 年月日から 毎日 午前時分から 時年 月日まで その他() 午後時分から 時分から 時年 月日から 毎日 午前時分から 時年 月日まで その他() 午後時分から 時分から 時日 日まで その他() 年後時分から 時日 日まで その他() 日本で おります	通勤時間 時間 分 (託児先を経由する時間を含む) 及び時間 期 期 間 時 年月日から 毎日 午前時分から 時分から 時 年月日から 毎日 午前時分から 時 年月日から 毎日 午前時分から 時 年月日から 毎日 午前時分から 時 年月日から 毎日 午前時分から 時

4 ω 請及 痽 収楽 期時 妣 開開 年 年 年 年 魌 田 田 田 田 でませ う ま 日 Ш Ш から から その句 伸 伸 その街(Ш Ш 噩 午後 時 分から 時 分まで 任前 午後 時 分から 時 分まで 任前 郡 郡 郡 分から 時 分まで 分から 時 分まで 噩

出庁

先 内

関 関 般

所 轄

教 育

機

に改め、 る事情がある場合」を削る。 同様式の注の2中 「又は託児の態様、 通勤の状況以外に部分休業を必要とす

この訓令は、公表の日から施行する。

営 企

公

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十九年十二月十九日

青森県病院事業管理者

吉

田

茂

昭

青森県病院事業管理規程第二十一号

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

部を次のように改正する。 青森県病院局職員就業規程 (平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号)

目次中「第二十六条」を「第二十六条の二」に改める。

第二十六条の次に次の一条を加える。

(部分休業)

を

ω

請求期間 及び時間

揕

噩

ѫ

噩

釬

Ш

Ш

실

その街(

午後

非罪

分がなりまた

年

Ш

日から

田田

午前

非罪

分がなりまた

を

た場合は、勤務しないことができる。 勤務時間の一部について勤務しないこと(以下「部分休業」という。)の承認を受け第二十六条の二 職員は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の

を「第二十六条の二」に改める。 第四十二条第五項中「三歳に満たない子を養育するため、育児休業法第九条第一項

第十一号樣式中

6					ζ. 2	4			(
備					。 請求期間及 び時間	通勤時間			0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
	併	併	併	併				(計	ī
	归	且	垣	旦	描	時間		(託児時間)	1
	Ш 9 11	日から	뙈	日から					,
	실	ילט	실 됐	יט		分	郡	郡	
	その街 (曲	その信 (伸口		(託児先を経由する時間を含む)	分まで	分から	,
						を経由る		(託児	
	午後	午前	午後	午前	郡	する時間		(託児時間)	
	器 器	뀲뀲	器 器	뀲뀲		からさ	郡	郡	
	分から分まで	分から分まで	分から分まで	分からかまた	噩	3)	分まで	分から	,

4		
垂		
妣		
	年	年
	Ш	Ш
	ш	
	Ш ЯН	日から
	4	Š
	その他	色
	台(Ш
)	
	午後	午前
	非非	非罪
	分かけ分ま	分まかま
	40	40.

以との、 同様式の注の3年「又は託児の態様、 通勤の状況以外に部分休業を必要とする事情がある場合」 を記る。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

青森市長島一丁目一番一号 - (発行所・発行人) (1)

県 東奥印刷株式会社 一号 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 (印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭毎週月・水・金曜日発行